

# 健診に関する情報の本人への 開示についての整理

弁護士・ひかり総合法律事務所

理化学研究所革新知能統合研究センター客員主管研究員

国立情報学研究所客員教授

板倉陽一郎

本整理は、当職が株式会社エムティーアイに対して提供した法律意見書を元に行っているが、当職自身の見解であって、内容は当職のみによるものである。

# 自己紹介

- 2002年慶應義塾大学総合政策学部卒，2004年京都大学大学院情報学研究科社会情報学専攻修士課程修了，2007年慶應義塾大学法務研究科（法科大学院）修了。2008年弁護士（ひかり総合法律事務所）。2016年4月よりパートナー弁護士。
- 2010年4月より2012年12月まで消費者庁に出向（消費者制度課個人情報保護推進室（現・個人情報保護委員会事務局）政策企画専門官）。2017年4月より国立研究開発法人理化学研究所革新知能統合研究センター社会における人工知能研究グループ客員主管研究員，2018年5月より大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所客員教授。
- 法とコンピュータ学会理事，情報ネットワーク法学会前理事，情報処理学会電子化知的財産・社会基盤研究会運営委員，日本メディカルAI学会監事，データ流通推進協議会監事等。
- 近著として『AI・ロボットの法律実務Q&A』（勁草書房，2019年）（共著），『データ戦略と法律 攻めのビジネスQ&A』（日経BP社，2018年）（共編著），『HRテクノロジーで人事が変わる』（労務行政，2018年）（共著），『アメリカプライバシー法』（勁草書房，2018年）（共訳）等。

# 結論

- 健診（健康診断，健康診査等）を受けた本人は，実際に健診を行った機関（健診機関）に対して，健診に関する情報の開示を請求することができる。
- 政府は，健診を受けた本人が健診機関から健診に関する情報の開示を受けてこれを用いるサービスを利用することを推奨こそすれ，妨げるべきではない。

# アジェンダ

- 1. 健診データの本人の健診機関に対する開示請求の法的側面
  - 1.1. 健診機関と受診者の法的関係
  - 1.2. 受診者が健診機関に健診に関する情報の開示を求める根拠
  - 1.3. 受診者が健診機関に健診に関する情報の開示を受けた後，これを保管するサービスの法的整理
- 2. 健診データの本人の健診機関に対する開示請求の政策的側面
  - 2.1. 未来投資戦略と世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画
  - 2.2. データポータビリティ
  - 2.3. 十分性認定における指摘

# 1. 健診データの本人の健診機関に対する開示請求の法的側面

- 前提としての、健診の実施主体の健診データに対する法的権限の有無
  - 健診の実施主体が法令上健診データの保有者である場合
    - 労働安全衛生法上の一般健康診断等
  - 健診の実施主体は法令上健診データの保有者ではない場合
    - 健康保険法上の健康診査等
- の場合は原則として健診の実施主体は健診データに対して独自の法的権限を有さず、健診機関による保有が健診の実施主体による保有に代わるものと評価することはできない。
  - しかしながら、健診の実施主体が本人との関係で独自の利用目的を設定している場合には健診データの保有者になるため、結果としてはと同じになる。

# 健診の実施主体が法令上健診データの保有者である場合の例（労働安全衛生法上の一般健康診断）

- （健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）
- 第六十六条の四 事業者は、第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、**当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。**
- （健康診断の結果の通知）
- 第六十六条の六 事業者は、第六十六条第一項から第四項までの規定により、**当該健康診断の結果を通知しなければならない。**
- 事業者は「法令に基づく場合」として健康診断の結果に基づいた必要な措置を行う。**物凄く単純化すれば、事業者は健康診断の結果を見て良い（見なくてはならない）。**

# 健診の実施主体は法令上健診データの保有者ではない場合の例（健康保険法上の健康診査）

- 第十條（以下、**健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者及びその被扶養者（以下この条において「被保険者等」という。）の自助努力についての支援その他の被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。**）の自助努力についての支援その他の被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。
- 保険者は「法令に基づく場合」としては健康審査の結果を用いることはできない。物凄く単純化すれば、事業者は健康診査の結果を**被保険者及びその被扶養者との関係で独自に利用目的を設定することが可能であり、** 保険者は健康診査の結果を見ることが出来る。

# 参考：個人情報保護委員会・厚生労働省『健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』（平成29年4月14日）

- 健保組合等の義務等
  - 1．利用目的の特定等（法第15条、第16条）
    - （2）利用目的による制限の例外
      - 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
      - （例）疫学上の調査・研究のために、**健康診査やガン検診等から得られた情報を個人名を伏せて研究者に提供する**場合



# 1.1 健診機関と受診者の法的関係

- 一般的に、健診の実施主体は健診機関に検診業務を委託している。健診機関は、健診の実施主体が法令上健診データの保有者である場合及び健診の実施主体は法令上健診データの保有者ではないが独自に利用目的を設定した場合、健診データを健診の実施主体のために取扱うことになる。
- 他方、健診機関は受診者との関係で独自の保有者としても活動している。例えば、健康保険法上の一般健康診査において再検査相当となった場合で、健診機関が自身での再検査を提供するとき、健診機関は健診データを当然に利用して再検査を行う。この場合、**健診機関と受診者の間には（健診機関が健診データの独自の保有者となることを当然の前提とした）健診に関する契約が成立している**と考えるのが適当である。

# 健診に関する契約が健診機関にしか締結できない根拠

- 健康保険組合や事業者が健診業務を健診機関に委託しているとしても、健診機関は委託元たる健康保険組合や企業「として」健康診断を提供しているわけではない。
- 例えば、労働安全衛生法66条1項は「事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、**医師による**健康診断（...）を行わなければならない。」とする。つまり、同条項による健康診断は受診者（労働者）との関係ではあくまで「医師」が行っている。
- 事業者は労働者に健康診断を受診させる義務を有し、健診機関が企業から業務委託を受けているのは、あくまで、健康診断を受診させる義務の履行の手段に過ぎない。**健康診断に関する契約は健診機関と受診者との間にしか成立しない**と考えることになる。

# 健診機関と受診者の法的関係まとめ

- 健診機関における受診者の情報は、**健診の実施主体が法令上健診データの保有者ではなく、独自の利用目的も設定していない場合**においては、
  - 健診の実施主体が保有し、健診機関が取扱いを受託しているデータ
  - 健診機関自身が保有しているデータ
- の双方の性質を有し、その取扱いの詳細については
- 1) 健診の実施主体と健診機関の間の契約
- 2) 受診者と健診機関との間の健康診断に関する契約
- に委ねられる。

## 1.2. 受診者が健診機関に健診に関する情報の開示を求める根拠

- 健診機関は受診者との間で独自に健康診断に関する情報を保有しているのであるから、健診機関が受診者に対して健診に関する情報を任意に開示することには制約がない。
- 健診機関が受診者との間で健康診断に関する情報を開示する「義務」を負うかについては法的構成が複数考えられるので、以下分析する。

# 健康診断に関する契約に基づく開示義務

- 東京地判平成27年8月19日判時2305号16頁（診療録に関する事案）
  - 「医師が診療の度に逐一記載する診療録（医師法24条1項）は、医師だけでなく患者にとっても診療経過を検討する上で最も重要な客観的資料である。このことから、医師は、患者から診療録等の開示を請求されたときは、これを開示することが患者の心身に悪影響を及ぼすなどの特段の事情のない限り、診療契約に基づく債務の内容として、患者に対して診療録等を速やかに開示すべき義務を負っていると解される。」とし、結論としても開示義務を認めている。
- 健診に関する情報は診療に関する情報そのものではないが、受診者が健康診断の結果を検討するための重要な客観的資料であるという性質には変わりなく、特段の事情がない限り開示されるべきであるという結論はそのまま首肯でき、別異に解すべき理由は見当たらない。
- そうすると、健診機関は、健康診断に関する契約に基づいて、受診者の請求に応じて健診情報を提供する義務があるのであって、これに反した場合は違法の評価を受ける可能性がある。

# 契約に基づく開示義務の法的根拠

- 判時2305号16頁のいわゆる囲み記事では、「診療契約の法的性質が準委任契約であることから、受任者である医師は、委任者である患者に対し、医療行為が終了した後に、その顛末について報告すべき義務を負っているところ（民法656条・645条）...」として、準委任契約上の報告義務を根拠に挙げている。

# 個人情報保護法に基づく開示義務

- 個人情報保護法は保有個人データに関して本人に開示請求権（個人情報保護法28条1項）を認めており，例外事由が存在しないのにこれを拒否した場合，個人情報取扱事業者としての健診機関は違法の評価を受ける可能性がある。

# 個人情報保護法上の開示請求権

- (開示)
- 第二十八条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人情報の開示を請求することができる。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
  - 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - 三 他の法令に違反することとなる場合
- 3 ~ 4 (略)
- (事前の請求)
- 第三十四条 本人は、第二十八条第一項、第二十九條第一項又は第三十條第一項若しくは第三項の規定による請求に係る訴えを提起し、その到達した日か又はその訴えの被告訴えの提起を拒んだときは、この限りでない。



# 1.3 受診者が健診機関に健診に関する情報の開示を受けた後，これを保管するサービスの法的整理

- 健診機関の情報は健康保険組合から取扱いを受託している情報であると同時に，健診機関自身が保有している情報でもあり，受診者が（個人情報保護法又は契約に基づく）開示請求によってこれを得た上で，他の事業者のサーバ等で保管することは**受診者本人の行為であって，健診機関から受託して行っている行為ではない。**
- 健診の実施主体が保有し，健診機関が取扱いを受託しているデータから取扱いの再委託を受けていると考えるのは適切ではない。

## 2. 健診データの本人の健診機関に対する開示請求の政策的側面

### 2.1. 未来投資戦略と世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

- 『未来投資戦略 2018 「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革』(平成30年6月15日閣議決定)
  - 1. 基本的考え方
    - (1) 次世代ヘルスケア・システムの構築プロジェクト
      - データや技術革新を積極導入・フル活用し、個人・患者本位の新しい「健康・医療・介護システム」を2020年度からの本格稼働を目指して構築し、医療機関や介護事業所による個人に最適なサービス提供や、保険者や個人による予防・健康づくりを進め、次世代ヘルスケア・システムの構築と健康寿命の延伸を目指す。
      - <個人に最適な健康・医療・介護サービス>(抄)
        - ・個人の健康状態や服薬履歴等を本人や家族が随時確認でき、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みであるPHR(Personal Health Record)について、2020年度より、マイナポータル(個人向け行政ポータルサイト)を通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。

- 『世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画』（平成30年6月15日閣議決定）

- 第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言

- II. ITを活用した社会システムの抜本改革

- 4 世界を先導する分野連携型「デジタル改革プロジェクト」

- (3) データヘルス×マイナポータルの連動

- 日本は世界に先駆けて超高齢社会に直面する。そうした超高齢社会においては、子供から高齢者まで、一人ひとりが人生100年時代を想定した健康生活を改めて考えていく必要がある。

- どの時点の、どのような情報を、どう活用し、どのような健康生活を実現するのかを具体化し、地域における持続的な健診・医療・介護等の連携体制構築、地域社会での各種サービスの高度化とそれを活用するための手続の利便性向上、個人情報保護・安全性への配慮等を実現する情報利活用の基盤整備を進める。

- 今後は、マイナポータルを活用し、健康情報を個人に安全に提供できるサービスの整備を積極的に推進する。具体的には、特定健診データ、医療費情報、薬剤情報等をマイナポータル上で確認できるシステムを構築し、将来的には、乳幼児健診、学校健診等、市販医薬品や個人が測定する多様な健康関連データなどとの連携も視野に入れる。加えて、**個人の同意の下、健康・医療・介護データを様々な民間サービス等で活用する仕組み（PHR）につなげ、生涯にわたって健康を管理できる環境を整備する。**

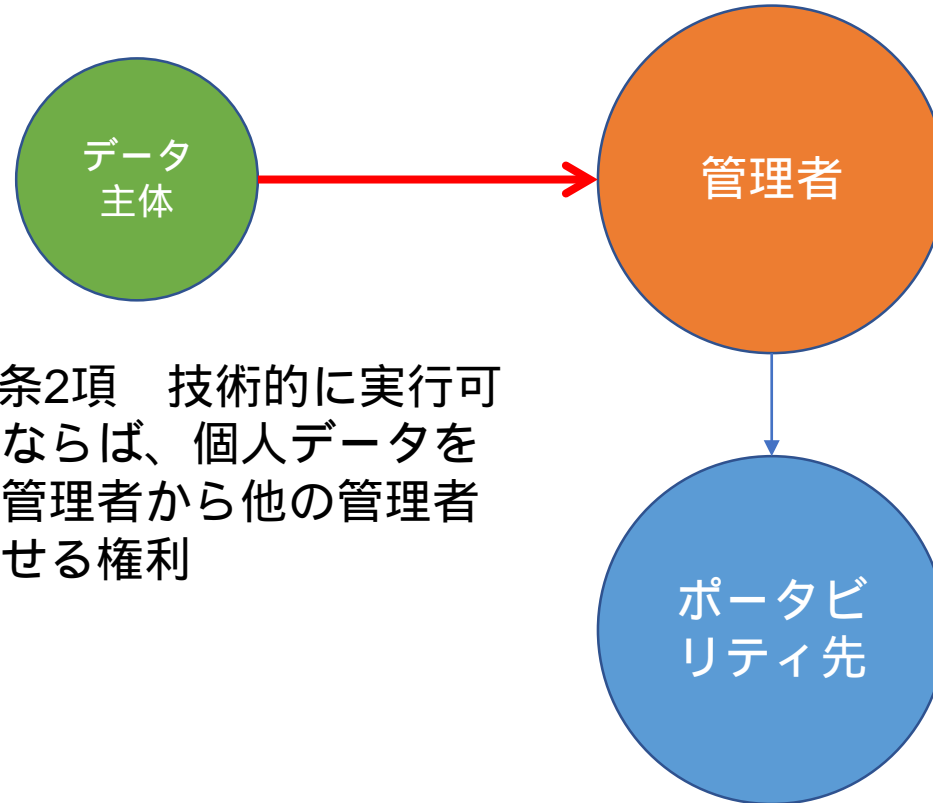
- これにより、データを活用した健康管理・病気予防のスタイルを確立するとともに、国民の「健康づくり」の基盤を構築する。

## 2.2. データポータビリティ

- 参考：GDPR第20条 データポータビリティの権利（Article 20 Right to data portability）
- 1. データ主体は、当該データ主体が管理者に提供した当該データ主体に関する個人データについて、**構造化され、一般的に利用され機械可読性のある形式で受け取る権利があり、当該データを、個人データが提供された管理者の妨害なしに、他の管理者に移行する権利がある。**ただし、次に掲げる場合に限る。
  - 1. The data subject shall have the right to receive the personal data concerning him or her, which he or she has provided to a controller, in a structured, commonly used and machine-readable format and have the right to transmit those data to another controller without hindrance from the controller to which the personal data have been provided,
  - where:
    - (a) 取扱いが第6条第1項(a)号又は第9条第2項(a)号による同意に基づくか、第6条第1項(b)号による契約に基づく場合であり、かつ
      - (a) the processing is based on consent pursuant to point (a) of Article 6(1) or point (a) of Article 9(2) or on a contract pursuant to point (b) of Article 6(1); and
      - (b) 取扱いが自動化された手法で実行されている場合。
      - (b) the processing is carried out by automated means.
  - 2. **第1項により当該データ主体のデータポータビリティの権利が行使される場合、データ主体は、技術的に実行可能であるならば、個人データを直接的に管理者から他の管理者に移行させる権利がある。**
    - 2. In exercising his or her right to data portability pursuant to paragraph 1, the data subject shall have the right to have the personal data transmitted directly from one controller to another, where technically feasible.
  - 3.-4. (略)

## GDPR20条1項 構造化され、一般的に利用され機械可読性のある形式で受け取る権利

- (a) 取扱いが第6条第1項(a)号又は第9条第2項(a)号による同意に基づくか、第6条第1項(b)号による契約に基づく場合であり、かつ
- (b) 取扱いが自動化された手法で実行されている場合。



GDPR20条2項 技術的に実行可能であるならば、個人データを直接的に管理者から他の管理者に移行させる権利

# 経済産業省・公正取引委員会・総務省『プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則』（平成30年12月18日）

## • 2・基本原則

### • (5) データの移転・開放ルールの検討

- デジタル・プラットフォームの下に大量のデータ等が集積する中、例えば、**データポータビリティやAPI開放といったデータの移転・開放ルールの在り方は、データ駆動型社会において、消費者政策のみならず、競争政策や競争基盤の整備としても一定の意義を持つ。**
- そこで、データの移転・開放ルールの内容・適否について、個人のデータ管理やアクセスに関する権利としてのアプローチや、イノベーションが絶えず生じる競争環境を整備するためのアプローチ等、様々な観点を考慮して検討を進める。

## 2.3. 十分性認定における指摘

- 欧州データ保護ボード（EDPB，欧州データ保護機関の合議体）からの意見（保有個人データ関係）
  - 政令4条の例外に該当する場合，保有個人データに該当しないため，データ主体の権利（開示等の請求等）が適用されない（74項）
  - GDPR23条でも政令4条と同様に，EU又は加盟国法においてデータ管理者又は処理者の権利制限をしてよいということになっているが，基本的な権利と自由の本質を尊重する必要性があり，民主主義社会における必要かつ比例的な方法によらなければならない（75項）。
  - 関連文書が不足している。個人の権利に対する制限（特に、アクセス（開示）、訂正、異議申立ての権利）が、民主的な社会において必要かつ比例的であり、基本的権利の本質を尊重しているかどうかについて、欧州委員会が再保証することを歓迎する（76，77項）。
- そもそも開示等の請求等についての保有個人データの制限（保有期間6ヶ月要件）について懐疑的である。
- その他，2年毎のレビューを要求するなどの内容が含まれる。

## 参考：個人情報保護委員会「日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み発効」（平成31年1月23日）

- 日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みが、平成31年1月23日に発効しました。
- 本枠組みの構築に関しては、日EU双方の経済界の要望等も受け個人情報保護委員会と欧州委員会との間で交渉を重ね、平成30年7月、個人情報保護委員会が個人情報保護法第24条に基づく指定をEUに対して行い、欧州委員会がGDPR第45条に基づく十分性認定を我が国に対して行う方針について合意に至りました。この合意を踏まえて、我が国においては、第85回個人情報保護委員会において、上記のEU指定を1月23日付けにて行うことを決定しました（ ）。また、欧州委員会においても、上記の我が国の十分性認定を同23日付けにて行うことを決定しました。



参考：「熊澤春陽個人情報保護委員会委員、ベラ・ヨウロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）による共同プレス・ステートメント」（2019年1月23日）

- 熊澤春陽委員とベラ・ヨウロバー委員は、本日、個人情報保護委員会と欧州委員会による、お互いの個人データの保護レベルが同等だとする決定の採択を歓迎する。
- 相互に十分性を見出すことを通じて、データが安全に流通する世界最大の地域が創出され、及び性的に要する。この決定は、EUの企業は、お互いの経済圏への自由なデータ移転による利益を補完し拡大することとなり、日本EU間の戦略的なパートナーシップにも寄与する。
- 相互に十分性を見出すことによって、日EUは、プライバシーに関する価値観の共有及び高いレベルの個人データの保護に基づく世界標準の形成に向けた協力の強化へのコミットメントを再確認する。